

広島県告示第千二百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、令和四年一月十九日までの間、縦覧に供する。

令和三年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八三号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
三次市和知町二三五二番一地从先から 三次市和知町二三五二番一地从先まで	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	二五・二〇〇	一五・〇〇〇	
	五〇・五〇	五〇・五〇	
	拡幅		